

廃止届出 【提出書類と記載例の案内】

(C個人 1施設 全4ページ)

届出の前に必ずお読みください

廃止届出後は、有償無償を問わず、象牙製品に係る取引(在庫整理を含む)が一切できなくなります。

そのため、在庫を手放したい場合は、必ず廃止の届出をする前に完了してください。

また、一旦廃止届出をしてから再び登録する場合は新規登録となり、登録免許税90,000円と登録手数料33,500円がかかります。

以上のことから、慎重にご検討のうえ、廃止の届出をしてください。

提出書類

<input type="checkbox"/>	様式第4	特別国際種登録事項廃止届出書
--------------------------	------	----------------

書類送付先／お問い合わせ

TEL 03-6659-3577 (平日 10:00～17:00)

*12:30～13:30は、担当者が不在の場合があります。

↓切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130-8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター
事業者登録係 行

廃止届

※持ち込みによる提出はできません

廃止手続きの注意事項

- 廃止届出は事後提出です。廃止日より前に提出しても受理されません。
廃止した日から30日以内に提出してください

種の保存法第33条の9により、象牙事業を廃止した場合、廃止届の提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています

- 登録廃止時に**所有している象牙製品及び原材料、全形象牙をすべて記載**してください。（3ページ「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照）
- 登録者がお亡くなりになった場合は、ご家族の方が代理で廃止手続きをする必要があります。代理届出用の書類をお送りしますので、電話でお問い合わせください。

その他

- 国際希少野生動植物種の**登録票がある全形象牙に限り**、有償無償を問わず、事業者登録廃止後も第三者に譲渡することが可能です。
- 自治体のごみ処理に則って廃棄する場合に限り、事業者登録がなくても廃棄可能です。

「登録番号」と「登録の年月日」の確認方法

以下のいずれかの文書で、確認してください。

- 特別国際種事業者登録（更新）通知
登録完了時に当センターからグレーの封筒に入れて発行した通知書
- 特別国際種事業者登録簿（PDFデータ）
<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm>
ホームページトップ > 各種サービス > 特別国際種事業者登録 > **⑥事業者登録簿（公表情報）** 内

廃止届記載例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書
鉛筆書き不可

書類を記入した日または投函する日を記入

西暦・和暦のどちらでも可
ただし和暦で記入する場合は、元号(令和)を記入

様式第45 (法第33条の9)

特別国際種事業廃止届

一般財団法人自然環境研究センター 理事長 殿

届出日 年 月 日

住所 〒 郵便番号 自宅住所(都道府県から記入)

氏名又は名称 個人氏名

(登録番号 数字5桁の番号)

代表者の氏名 (記入しない)

【！記入忘れ注意！】

(文章省略)

氏名又は名称	ふりがな 個人氏名 (記入しない)
代表者の氏名 (法人の場合のみ)	(記入しない)
住所	〒 郵便番号 自宅住所(都道府県から記入)
連絡先	電話番号: 自宅の電話番号 携帯電話番号(あれば記入) Eメール: e-mail(あれば記入)
登録年月日	※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります 2018年5月31日までに登録 → 2018年6月1日と記入 2018年6月1日以降に登録 → 初回登録の日付を記入
登録番号	数字5桁の番号
特別特定器官等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設	名称 施設(店舗)の名称 所在地 〒 郵便番号 施設の所在地(都道府県から記入)
特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
廃止の年月日	象牙の取り扱いを廃止した日付
廃止の日に現に有する特別特定器官等	重量 処置の方法 次ページ「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照して記入

【！間違い注意！】

A、S、T から始まる登録番号は古い番号のため、**現在使用できません**

現在の番号がわからない場合は前ページ「登録番号」の確認方法を参照

廃止後も連絡が取れる電話番号を記入

e-mail はデータのやり取りができないアドレス不可

紛らわしい文字は**はっきり区別がつくよう**に記入

2018(平成30)年6月1日以降に初回登録した方で、初回登録の日付がわからない場合は、初回登録完了時に当センターがお送りした特別国際種事業登録通知書で確認してください。

施設名称が、上から1段目の「氏名又は名称」と同じ場合は、「**上記に同じ**」と省略記入可

施設所在地が自宅住所(上から3段目に記入した住所)と同じ場合は、「**上記に同じ**」と省略記入可

「重量」、「処置の方法」欄の書き方

廃止届出をする時点で、所有しているすべての象牙製品・全形象牙とその処置の方法を記入してください。

また、所有していない場合は、ないことを記入してください。(空欄のまま提出しないでください)

【所有している場合の書き方】

重量	<table><tr><td>象牙製品の名前</td><td>数量</td></tr><tr><td>(例) 印章 10本 印材 7本、 根付 5個 全形象牙 1本</td><td></td></tr></table>	象牙製品の名前	数量	(例) 印章 10本 印材 7本、 根付 5個 全形象牙 1本					
象牙製品の名前	数量								
(例) 印章 10本 印材 7本、 根付 5個 全形象牙 1本									
処置の方法	<table><tr><td>今後も手元に保管する場合</td><td>→</td><td>自家使用</td><td>と記入</td></tr><tr><td>近日中に廃棄する予定の場合</td><td>→</td><td>廃棄予定</td><td>と記入</td></tr></table>	今後も手元に保管する場合	→	自家使用	と記入	近日中に廃棄する予定の場合	→	廃棄予定	と記入
今後も手元に保管する場合	→	自家使用	と記入						
近日中に廃棄する予定の場合	→	廃棄予定	と記入						

【所有していない場合の書き方】

重量	なし
処置の方法	なし